

## 中間前払金に係る認定手続きの簡素化について

### 1. 制度の概要

中間前払金とは、すでに前払金を支出した建設工事において、一定の要件を満たしている場合には、請負代金額の 10 分の 2 以内の金額を追加して支出する制度です。

### 2. 中間前払金に係る認定手続きの簡素化

手続きの簡素化を通じてその利用を図るため、次のとおり取り扱うこととします。

(1) 中間前払金の認定請求のために必要な添付資料としては、履行状況報告書(様式 2)をもって足りることとする。

添付書類として請負者に提出を求めていた「出来形調書」、「工事の進捗状況を表示した工程表」及び「工事写真(進捗状況がわかる写真)」の提出を不要とする。

(2) 設計図書の変更指示書に基づき、新規工種等の追加指示が行われていれば、当該新規工種等の追加に係る契約書の変更が行われていなくても、当該新規工種等に係る出来高を、認定対象とする出来高に含めることができるものとする。

注) 1 新規工種等に係る出来高を認定対象とする出来高に含めることは、請負者が出来高計算の際に用いた単価、数量等を発注者として確認したことを意味するものではないので、契約書の変更に係る協議等にあたり留意されたい。また、出来高の計算にあたっては、以下の式を適用することとする。

$$(\text{出来高}) = B + C \div A$$

A: 中間前払金の支払請求時点における請負契約額

B: 中間前払金の支払請求時点における契約内容に対応した出来高

C: 当該部分に係る契約書の変更が未実施の部分(変更指示文書発出済のものに限る。)

注) 2 履行状況報告書において契約済部分の出来高(上式の B/A 項にあたる数値)のみ記述している場合で、当該契約済部分の出来高が 50% に満たないが、上式による出来高  $(B+C) \div A$  であれば 50% 以上となるときは、上式による出来高を適切に付記し、発注者が確認できるようにすること。

### 3. 対象となる工事

対象となる工事は、請負代金額が 130 万円超の建設工事です。

#### 4. 支払の条件

すでに前払金の支払いを受けている場合で、次の条件をすべて満たしている場合に中間前払金を支払います。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに、実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (4) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）の規程に基づき登録を受けた保証事業会社の保証（中間前払金保証）を受けていること。

#### 5. 支払割合

請負代金額の10分の2以内の額とします。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金額の10分の6を超えることは出来ません。

#### 6. 簡素化の実施期日及び適用区分

平成27年4月1日から実施します。

平成27年4月1日以後に締結する建設工事の新規契約について適用しますが、同日前に締結した契約についても同様に適用することができます。

#### 7. 中間前払金の手続きの流れ

手続の一般的な流れを示すと、次のようになります。なお、詳しい内容については、工事発注課にお尋ね下さい。

##### (1) 認定請求

請負者が、中間前払金の請求をしようとするときは、市（工事発注課）に中間前払金認定請求書（様式1）を提出する。

※添付書類 履行状況報告書（様式2）

##### (2) 認定調査及び認定調書の交付

市（工事発注課）は、請負者から提出された中間前払金認定請求書及び添付資料に基づき、中間前払金の支払要件を満たしているかどうかを確認する。（出来高の数値が確認できない場合には、当該数値の根拠となる資料の提示等を求めることがある。）

支払要件を満たしている場合は、中間前払金認定調書（様式3）を請負者に交付する。

##### (3) 中間前払保証の申込及び保証証書の発行

請負者は、市から交付された中間前払金認定調書により、保証事業会社と前払保証契約を締結し、中間前払金保証証書の発行を依頼する。

##### (4) 中間前払金の請求

請負者は、市が指定する請求書に必要事項を記入し、保証事業会社が発行した中間前払保証証書（原本）を添えて、市（工事発注課）に提出する。

##### (5) 中間前払金の支払い

市は、請負者から中間前払金の請求があったときは、当該請求を受けた日から14日以内に、中間前払金を支払う。